

平成23年9月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第734号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年8月3日

判 決

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 榊 田 裕 之

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 告

ア コ ム 株 式 会 社

同 代 表 者 代 表 取 締 役

木 下 盛 好

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

榊 山 彩 子

同

野 田 谷 大 地

主 文

- 1 被告は、原告に対し、95万3648円及びうち81万6000円に対する平成19年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、主文第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、208万4911円及び内金158万1687円に対する平成19年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

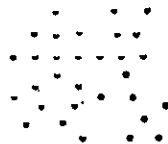
本件は、被告から金員を借りていた原告が、被告に支払った約定利息のうち平成18年法律第115号による改正前の利息制限法所定の利息の制限額を超える部分（以下、「制限超過部分」という。）については、別紙計算書1のとおり、元金に充当されて元金は消滅しているとして、不当利得返還請求権に基づいて過払残元金の158万1687円、被告が民法704条にいう悪意の受益者であることによる過払残元金に対する平成19年4月23日までの確定利息の合計50万3224円、以上の合計208万4911円及びうち158万1687円に対する平成19年4月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前は、貸金業の規制等に関する法律であり、以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」といい、必要に応じ「改正前の貸金業法」という。）第3条所定の登録を受けた貸金業者である。（弁論の全趣旨）

(2) 原告は、昭和63年6月15日、被告との間において金銭消費貸借契約を締結し、以後、原告と被告との間には、別紙計算書1のとおり、同日から平成19年4月23日まで、貸付け及び弁済が行われた（以下、被告を貸主とし、原告を借主とする貸付け及び弁済を総称して「本件取引」という。）。

なお、本件取引が一連のものか、途中において新たな貸付けが予定されないものとなったかにつき争いがあるが、いずれにせよ、本件取引は、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約（制限超過部分の支払により過払金が発生した場合には、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下、「過払金充当合意」という。）を含む）により開始されたものである。（甲1、弁論の全趣旨）。



(3) 本件取引に関し、平成10年1月21日付けの「示談書(当社控)」という書面が存在する(乙4。以下「平成10年示談書」という。)。平成10年示談書には、原告と被告が原告の被告に対する債務として元金32万9861円、利息9236円及び遅延損害金28万4670円が存在することを確認し、原告が被告に対しこれらの債務を平成10年2月26日から平成16年4月27日まで毎月1万5000円ずつ(ただし最終回は3860円)、75回払いする旨の記載があり、被告の記名とともに、債務者の住所氏名押印欄には「入手困難のため代筆」という活字と「東京管理センター副部長菅野修一」という手書き及び「菅野修ACOM」という丸印が記載押捺されている。

(4) 本件取引に関し、原告と被告は、平成16年10月14日、示談書を作成した(乙5。以下「平成16年示談書」といい、平成10年示談書と合わせて「本件各示談書」という)う。)。平成16年示談書には、原告と被告が原告の被告に対する債務として元金25万0700円、利息1203円が存在することを確認し、原告が被告に対しこれらの債務を平成16年11月15日から平成20年2月15日まで毎月1万円ずつ(ただし最終回は5504円)40回払いする旨の記載がある。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点1 本件取引の一連性

(原告の主張)

本件取引は、別紙計算書1のとおり、一連の取引である。

本件取引につき利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、被告は、別紙計算書1のとおり、過払残元金158万1687円を法律上の原因なくして取得している。

(被告の主張)

本件取引は、①昭和63年6月15日から平成6年2月16日までの金銭消費貸借契約（以下、「昭和63年基本契約」という。）に基づく取引（以下、「第1取引」という。）と、②平成6年5月18日からの金銭消費貸借契約（以下、「平成6年基本契約」という。）に基づく取引（以下、「第2取引」という。）という、別個の基本契約に基づく取引に分断されている。

そして、第1取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては原告と被告との間には他の債務が存在せず、その後原告と被告との間で改めて開始された第2取引に係る過払金は、第1取引に係る債務には充当されない。

(2) 争点2 被告は民法704条前段にいう悪意の受益者に該当するか

(原告の主張)

被告は、貸金業者であり、本件取引について改正前の貸金業法43条1項のみなし弁済の主張立証をしていないことからすれば、利息制限法を超過する利息を収受することにつき悪意であったといえるから、前記過払金が発生した段階でそれに対する利息が発生し、その利率は5%である。

被告の提出した証拠からは、被告が原告に対し、取引の度に改正前の貸金業法17条又は同法18条所定の書面（以下、それぞれ「17条書面」、「18条書面」という。）を交付していた事実は認定できない。なお、リボルビング方式の場合も、返済期間及び返済回数の記載がなければ、みなし弁済の効果を享受できない。

(被告の主張)

本件取引において、被告は、原告に対し、取引の度に17条書面及び18条書面として個別明細書を交付し、原告は、任意に弁済していたことからすれば、悪意の受益者との推定が及ばない特段の事情がある。

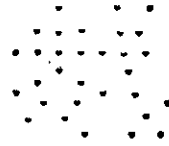
なお、被告は、膨大な数の明細書の管理ができないという経済的事務处理的理由から、本件取引に係る平成5年4月21日以前の個別明細書は、一括廃棄しているもので、証拠提出はできないが、平成5年4月21日以降の自社ATM取引の個別明細書は、原本を保管しており、平成5年以前については、原告を含めた顧客に対し、貸金業法上の記載要件（リボルビング方式の場合は、返済期間及び返済回数の記載は、不要である。）を満たした17条書面及び18条書面を交付できる体制が整っていた。

(3) 争点3 和解の成立

(被告の主張)

ア 原告と被告は、平成10年1月21日、平成10年示談書により、本件取引の債務弁済に関する和解契約を締結し、原告と被告との間には、平成10年示談書に記載された原告の被告に対する元金、利息及び遅延損害金の支払債務のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認した（以下「平成10年和解契約」という）。また、原告と被告は、平成16年10月14日にも、平成16年示談書により、本件取引の債務弁済に関する和解契約を締結し、原告と被告との間には、平成16年示談書に記載された原告の被告に対する元金及び利息の支払債務のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認した（以下「平成16年和解契約」といい、平成10年和解契約と合わせて「本件各和解契約」という）。

イ 本件各和解契約における意思表示の要素は、原告が弁済すべき総額、弁済期間及び各弁済期日における弁済額であり、過払金返還請求権の存否ではない。また、本件各和解契約当時、利息制限法の定める一定の要件を満たせば利息制限法の定める上限利率を超える利息の支払いも有効であると考えられていたことを踏まえると、本件各和解契約当時、原告には原告の負担する貸金債務がなかったことを確定できなかったものであるから、原



告に動機の錯誤があったということはできず、動機が表示されていたと考
えることもできない。

(原告の主張)

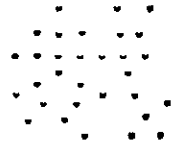
- ア 平成10年和解契約の締結は、否認する。平成10年示談書に原告が署名押印した事実はなく、原告が被告の社員に代理権を授与した事実はない。
- イ 平成10年和解契約及び平成16年和解契約は、いずれも取引経過を利息制限法所定の利率に引き直した計算結果と本件各示談書の内容が乖離していること、本件各示談書作成に当たり取引内容が開示されていないこと、原告において実際の借入金債務残額を正確に認識できないまま平成16年示談書の作成に応じたことから、法律行為の要素について原告に動機の錯誤があるものであり、この動機は、表示されていたから、錯誤により無効である。

(4) 争点4 充当合意の否定と消滅時効

(被告の主張)

- ア 仮に、本件取引において、原告の主張する過払金返還請求権が発生していたとしても、被告は、平成8年3月31日、原告に対する貸金債権について事実上の貸倒損失処理を行い、貸付停止措置をとり、以後、原告は、追加借入れなどできない状態となり、さらに、原告と被告との間には債務の弁済のみを目的とする平成10年示談書及び平成16年示談書が作成されており、平成8年3月31日に新たな借入金債務が発生する見込みのない状態となり、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借契約に基づく金銭消費貸借取引が終了した。

よって、このような状態にある原告においては、本件取引による不当利得返還請求権の消滅時効は、継続的な金銭消費貸借取引の終了時から進行すべきものと解すべきではない特段の事情が存在し、個々の取引により不当利得が生じた各時点から進行することとなった。



そして、原告が本件訴訟を提起した日である平成22年11月4日において、遅くとも平成12年11月4日の前までの期間に発生した各不当利得返還請求権については、不当利得発生時から10年が経過した。

イ 被告は、平成23年1月31日の本件第1回弁論準備手続期日において、上記消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(原告の主張)

ア 被告が本件取引において原告に対する貸金債権について貸付停止措置をとった事実は、否認する。

イ 本件取引において不当利得返還請求権の時効の起算点が個々の取引により不当利得が生じた各時点からとなったとの主張は争う。

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は、過払金充当合意が過払金返還請求権行使を妨げる法律上の障害となり、過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点から進行するところ、特段の事情とは、実体的な権利関係を変動させる法律関係が存在することが前提となると考えられる。しかし、被告が本件取引において原告に対する貸金債権について事実上の貸倒損失処理を行ったとしても、法的な権利関係は、全く変動しない。

(5) 争点5 消滅時効(第1取引について)

(被告の主張)

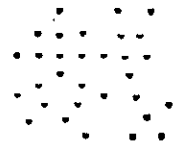
ア 第1取引の最終取引日から10年が経過した。

イ 被告は、平成23年1月31日の本件第1回弁論準備手続期日において、上記消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(原告の主張)

本件取引は一連のものであるから、被告の主張は前提を欠く。

第3 当裁判所の判断



1 前記前提事実、証拠（甲1, 2, 5, 乙1~8, 12, 21~23, 27, 37, 38）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引に関し、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和63年6月15日、被告盛岡支店店頭において、被告に対し「AC会員入会申込書（兼会員登録票）」に原告及び家族関係並びに配偶者の職業年収等を記載して提出し、被告との間に昭和63年基本契約を締結し（契約番号0272714401-01, 会員番号02727144, カード番号2727144）、同日、ATMにより31万円を借り入れ、その後、平成6年2月16日まで、ATMによる借入れ及びATM、振込又は被告店舗の店頭による入金（弁済）を反復して行い、同日、被告盛岡支店の店頭において、21万8012円（元金として21万4579円、利息として3433円）を支払い、受取証書を受領し、昭和63年基本契約の契約書を受領し、被告は、昭和63年基本契約を解約処理した。

なお、少なくとも、原告の昭和63年基本契約における借入れの極度額または契約額は、平成2年6月5日以降、50万円であり、原告の昭和63年基本契約における借入利率及び遅延損害金は、平成3年5月31日以降、それぞれ年29.20%、年36.50%であった。（甲1, 乙2, 6, 7, 8の1, 乙27）

(2) 原告は、平成6年5月18日、被告盛岡支店の店頭において、被告との間に、借入金額スライドリボルビング方式の平成6年基本契約を締結した（借入れの極度額40万円、各回の返済金額は、借入金額30万円以下の場合1万2000円、以下借入金額が10万円増すごとに4000円を追加）、契約番号0272714402-01, カード番号06568168。ただし、会員番号は、昭和63年基本契約と同じであり、実質利率及び遅延損害金は、平成3年5月31日以降の昭和63年基本契約と同じである。）。なお、原告に交付されたカードは、平成6年5月18日、昭和63年基本契約に基づ

くものが停止となり、平成6年基本契約に基づくカードが発行された。

原告は、同日、店頭において40万円を借り入れ、その後、平成7年8月7日まで、ATMによる借入れ及びATM又は振込による入金（弁済）を反復して行ったが、原告の入金は、平成6年6月17日から同年8月26日まで3回が1回当たり2万円、同年9月29日から平成7年3月24日まで7回並びに同年8月2日及び同年9月11日の2回が1回当たり1万6000円であり、平成7年5月10日と同月11日の2回がいずれも1万円ずつであった。

なお、本件取引を通じ、被告の原告に対する貸付けは、平成6年7月19日の1万円が最後である。（甲1、乙1、2、6、7、8の2、乙27）

(3) 被告の原告に対する債権について、被告盛岡支店は、平成7年9月14日以降、同年12月5日までの間、原告に対し、再三再四連絡を取って弁済を催促したが、結局、この間、原告からの弁済がなく、同年12月11日、被告審査部に対し、信用情報機関からの情報によれば、原告は、多重債務であるとして移管する旨の報告をし、被告審査部は、平成8年3月31日、原告が多額債務等の理由により生活状態が著しく悪く再三請求するも回収不能と判断されるとして、32万9861円を貸倒損失として計上した。（乙3、37）

(4) 原告と被告は、平成10年1月21日ころ、直接面談することなく、原告と被告が原告の被告に対する債務として元金32万9861円、利息9236円及び遅延損害金28万4670円が存在することを確認し、原告が被告に対しこれらの債務を平成10年2月26日から平成16年4月27日まで毎月1万5000円ずつ（ただし最終回は3860円）、75回払いする旨の平成10年和解契約を締結し、被告は、平成10年1月21日付けにて、原告との間の本件取引について、店頭で示談したとの処理を行い、東京管理センター副部長菅野修一は、平成10年示談書を作成した。なお、平成10年和

解契約に際し、原告と被告との間の取引履歴は、原告に開示されていない。

(乙4, 弁論の全趣旨)

なお、原告は、平成10年和解契約の締結を否認するが、本件取引の経過によれば、平成7年8月7日から平成10年2月25日までは原告による被告に対する入金途絶えていたところ、平成10年2月25日に入金が復活し、以後の1回当たりの入金額は、平成6年基本契約から導き出される1万6000円ではなく、平成10年和解契約による1万5000円となっている事実が認められ、これによれば平成10年和解契約の締結を認めることができる。

(5) 原告と被告は、平成16年10月14日、原告と被告が原告の被告に対する債務として元金25万0700円、利息1203円が存在することを確認し、原告が被告に対しこれらの債務を平成16年11月15日から平成20年2月15日まで毎月1万円ずつ(ただし最終回は5504円)40回払いする旨の平成16年和解契約を締結し、平成16年示談書を作成し、被告は、平成16年10月14日付けにて、原告との間の本件取引について、店頭で示談したとの処理を行った。なお、平成16年和解契約に際し、原告と被告との間の取引履歴は、原告に開示されていない。(甲5, 乙5)

(6) 原告は、被告に対し、平成10年2月25日から平成19年4月23日まで、以下のとおり入金した。(甲1, 乙2)

原告の入金額は、平成10年和解契約による1回当たりの金額と一致する各1回当たり1万5000円のもので、平成10年2月25日から同年4月23日まで(3回)、同年6月26日、同年8月21日、同年10月26日、同年11月27日、平成11年1月25日から同年5月27日まで(5回)、同年7月29日から同年11月29日まで(5回)、平成12年1月27日から同年6月26日まで(6回)、同年9月8日から同年12月13日まで(4回)、平成13年4月27日、同年5月28日、同年7月26日、同年

8月28日であった。

また、各1回当たりの入金額が1万円の入金が、平成10年5月27日、同年8月5日、同年9月29日、同年12月28日、平成11年6月29日、平成12年7月26日、平成13年1月29日から同年3月29日まで（3回）、同年6月25日、同年9月28日から平成14年3月29日まで（7回）、同年5月28日から同年11月11日まで（6回）、平成15年1月10日から平成18年11月15日まで（47回。なお、前記認定のとおり、この間の平成16年10月14日に1回当たりの返済額を1万円とする内容の平成16年和解契約が締結された。）及び平成19年1月19日から同年4月23日（最終入金日）まで（4回）であった。

そして、1回2万円の入金額が平成12年8月11日、1回3万円の入金額が平成14年4月24日、1回1万2000円の入金額が平成14年12月11日、1回4000円の入金額が平成18年12月22日であった。

- (7) 被告は、平成12年3月27日以降、原告との間の取引における遅延損害金の年利率を29.20%に変更した。（乙2）
- (8) 被告が、本件取引において、原告に対し発行したとする、平成6年2月16日付け「明細書 入金明細書」（乙8の1）には、会員番号、契約番号一
枝、入金内訳（入金合計、内元金、内利息）、残債務（残債務合計）等の欄
があり、平成6年6月17日付け「明細書 入金明細書」（乙38）には、
会員番号、契約番号、利用余裕額、各回約定額、次回期限、入金内訳（入金
合計、内元金、内利息）、残債務（残債務合計、内元金）等の記載欄があり、
平成6年5月18日付け「明細書 貸付明細書」（乙8の2）には、会員番
号、契約番号、商品、各回約定額、次回期限、貸付金額（貸付金）、残債務
（残債務合計、内元金）等の記載欄がある。
- (9) 被告が、平成5年8月10日から平成6年1月27日までの間の本件取引
において、原告に対し発行したとする、アコムATM明細書（乙21の1～

6) には、お取引日、会員番号、お取引区分、お取扱番号、ご利用可能額千円、お取引金額、利息額、遅延損害金、元金、次回お支払期限、預かり金他、貸付金残高、約定額千円、ご契約番号、処理時刻等の記載欄があり、同じく平成6年6月27日の貸付け、同年7月19日の入金及び貸付け並びに同年10月21日の入金において、原告に対し発行したとする、アコムATM明細書(乙22の平成16年3月～平成16年11月の様式)には、お取引日、ご契約番号(お客様番号)、お取引、会員番号、種別、おつり、お取引金額、無利息残高、元金、残高、お利息、利用可能額、遅延損害金、次回期限、無利息残充当、次回返済額等の記載欄がある。

(10) なお、本件取引に関し、原告が被告に対し交付したとする書面のうち、平成5年4月21日以前の個別明細書は、被告において一括廃棄したとして書証としての提出はなく、また、原告が被告に対し振込により行った各入金において被告が原告に対しその都度直ちに交付すべき受取証書等の18条書面の控えは、書証としての提出はない。

2 争点1 (本件取引の一連性) について

(1) 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間には他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借契約に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済

から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁判所平成20年1月18日判決・最高裁判所民事判例集62巻1号28頁）。

(2) これを本件についてみると、前記認定事実によれば、以下の事実を認定することができる。

ア 原告と被告との間の貸付け及び弁済が行われた期間は、昭和63年6月15日から平成19年4月23日まで、約19年10か月間であるが、このうち、原告が昭和63年基本契約及び平成6年基本契約に基づく一応の弁済をしたのは平成7年8月7日までの約8年2か月間であり、その間、平成6年2月16日から同年5月18日までの間の約3か月間を除き、原告と被告との間において昭和63年基本契約及び平成6年基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた。

イ 昭和63年基本契約と平成6年基本契約においては、契約番号は基本的に同じであり（枝番の前の末尾の番号の相違は、単に基本契約の回数を示すものと判断される）、会員番号は同じであり、実質利率及び遅延損害金は、平成3年5月31日以降の昭和63年基本契約と同じである。

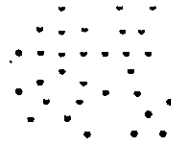
なお、昭和63年基本契約と平成6年基本契約のカード番号は相違するが、昭和63年基本契約におけるカード番号と契約番号は、基本的に同じであるところ、各カードの停止と発行が平成6年基本契約と同一日付で

されていることから、カード番号の相違は、単に被告のカードのシステムの変更の影響に過ぎないのではないかと推認すべきである。

- (3) 以上の認定事実によれば、原告と被告との間には基本契約が昭和63年と平成6年の2回にわたり締結された事実は認められるが、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価すべきであり、この認定を覆すに足りる証拠はなく、本件においては、昭和63年基本契約に基づく取引により発生した過払金を平成6年基本契約により発生した新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在したものと判断すべきである。

3 争点2 被告は民法704条前段にいう悪意の受益者に該当するか

- (1) 金銭を目的とする消費貸借において制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、改正前の貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができることとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき同項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものと解するのが相当である（最高裁判所平成19年7月13日判決・最高裁判所民事判例集61巻5号198



0頁参照)。

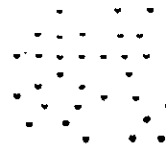
そして、この場合の特段の事情を基礎づける事実については、貸金業者側(被告)が主張立証すべきである。

(2) これを本件についてみると、以下のとおり、前記認定事実によっても、被告が原告に対し、本件取引において法の趣旨に従った内容及び方法により17条書面又は18条書面を交付していたとの事実を認めることは困難であり、被告が改正前の貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めるに足りる事情は認められない。

ア 被告は、本件取引において、原告に対し、取引の都度、遅滞なく交付したと主張する17条書面、又は取引の都度、直ちに交付したと主張する18条書面の一部しか書証として提出していないところ、単に、被告がその当時の一般的な業務態勢として改正前の貸金業法43条1項の他の要件を充足する行為をしていたと主張立証するのみでは不十分である。

イ 被告が原告の振込による入金の場合に、その都度、直ちに18条書面としての受取証書を発行していたことを認めるに足りる証拠はない。

ウ 前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、昭和63年基本契約及び平成6年基本契約は、いずれもいわゆるリボルビング契約であると認められるところ、同契約による貸付けの場合、借主が借入限度額の範囲内であれば借入れを何度でも繰り返すことができ、また、全貸付けの残元利金について、最低返済額を超える金額であれば、返済額を自由に決めることができるという契約内容であるため、「返済期間及び返済回数」(貸金業法17条1項6号)や各回の「返済金額」(同法施行規則13条1項1号チ)がどうなるかは、借主が今後追加借入れをするかどうか、借主が各返済期日にいくら支払うか、といった借主の行動によって変動することになり、貸金業者において、個々の貸付けの際に、確定的な「返済期間及び返済回数」



や各回の「返済金額」を記載することは不可能である。

しかし、このようないわゆるリボルビング契約の場合にも、貸金業法の趣旨に照らせば、借主が、各貸付けを受けた都度、遅滞なく、少なくとも今後新たな貸付けを受けずに約定の最低返済額を返済期限に入金した場合、いつ残元金と利息を完済するのか容易に把握することができるようにすべきであるから、各貸付けごとに借主に交付すべき17条書面には、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」として、当該貸付けを含めたその時点での全貸付けの残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきであると解すべきである。

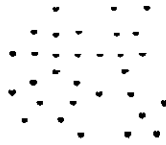
そして、本件においては、被告が原告に対しATMによる貸付けを行った場合の全ての書面の記載を具体的に認定し、これが17条書面及び18条書面としての要件を満たすものであることを認めるに足りる証拠はない。

エ なお、被告の主張するような書面の記載により前記「特段の事情」があると解する裁判例が相当数あったか、同様に解する学説が有力であったと認めることもできず、この点でも被告が同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めるに足りる事情は認められない。

(3) よって、本件取引において、被告は、民法704条の「悪意の受益者」として、年5分の割合による利息の支払義務を負う。

4 争点3 和解の成立

(1) 継続的な金銭消費貸借取引を前提として、借主と貸主との間において、ある時点における原告が弁済すべき総額を確認し、弁済期間及び各弁済期日における弁済額を定めた和解契約が締結された場合、実際の貸付けの取引経過につき利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をした結果と、和解の内容とが大きく乖離しており、かつ、借主がそのことを認識しておらず、認識し



なかったことについて貸金業者側に起因する事情がある場合には、法律行為の要素について和解契約の合意内容と表裏一体をなす過払金返還請求権の存否という動機の錯誤があり、かつ、そのことは表示されているというべきであるから、和解契約は無効になると解するのが相当である。

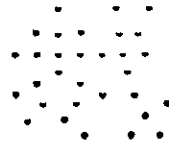
- (2) これを本件についてみると、前記認定事実のとおり、原告と被告との間には、本件各和解契約が締結されたものの、被告は、本件各和解契約締結時に取引履歴を原告に開示しなかったところ、前記認定判断を前提とすれば、平成10年和解契約のころには、原告は、被告に対し、元金だけでも約30万円以上の過払金返還請求権(別紙計算書1の平成10年2月25日の欄参照)を有していたのであり、さらに平成16年和解契約のころには、元金だけでも約128万円以上の過払金返還請求権(別紙計算書1の平成16年10月8日の欄参照)を有していたのであるから、原告と被告との間の実際の貸付けの取引経過につき利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をした結果と、各和解契約の内容との乖離は甚だしいものと評価すべきである。

なお、平成10年和解契約締結のころであっても、前記認定にかかるそれまでの本件取引における被告の17条書面及び18条書面の内容及び交付状況に照らし、原告にとって、原告の負担する貸金債務がなかったとか、過払金返還請求権があったことを確定できなかつたものとはいえない。

- (3) そうすると、本件各和解契約は、結局のところ、錯誤により無効であると判断される。

5 争点4 充当合意の否定と消滅時効

- (1) 過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金返還請求権を行使することは通常想定されていないというべきである。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が



- 終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後が発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれていると解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である。（最高裁判所平成21年1月22日判決・最高裁判所民事判例集63巻1号247頁参照）
- (2) これを本件についてみると、前記認定事実によれば、本件取引を通じ、被告の原告に対する貸付けは、平成6年7月19日の1万円が最後であったこと、原告の被告に対する平成6年基本契約に基づく一応の返済は、平成7年8月7日までであったこと、このため、被告は、平成7年9月14日以降、同年12月5日までの間、原告に対し、再三再四連絡を取って支払いを催促したが、結局、この間、原告からの支払がなく、被告は、平成8年3月31日、原告に対する貸金債権について貸倒損失処理を行ったこと、原告と被告との間には、錯誤により無効とはいえ、債務の弁済のみを内容とする平成10年和解契約及び平成16年和解契約が締結されたことが認められる。
- (3) そうすると、遅くとも平成8年3月31日には、原告には被告との間に新たな借入金債務が発生する見込みのない状態となり、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借契約に基づく金銭消費貸借取引が終了したと認められ、このような状態にある原告の被告に対する本件取引による不当利得返還請求権の消滅時効は、継続的な金銭消費貸借取引の終了時か

ら進行すべきものと解すべきではない特段の事情が存在し、個々の取引により不当利得が生じた時点から進行すると認められる。

(4) そして、原告が本件訴訟を提起した日である平成22年11月4日において、遅くとも平成12年11月4日の前までの期間に発生した各不当利得返還請求権については、不当利得発生時から10年が経過したところ、被告は、平成23年1月31日の本件第1回弁論準備手続期日において、上記消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(5) よって、本件取引により発生した原告の被告に対する各不当利得返還請求権のうち、平成12年11月4日の前までの期間に発生した各不当利得返還請求権については、消滅時効により消滅したところ、平成12年11月4日以降の不当利得返還請求権は、別紙計算書2のとおりと認められる。

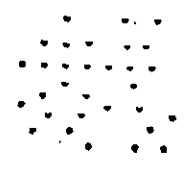
6 争点5 消滅時効（第1取引）

本件取引は、一連のものとして評価されるから、被告の主張は理由がない。

7 よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づいて過払残元金の81万6000円、被告が民法704条にいう悪意の受益者であることによる過払残元金に対する平成19年4月23日までの確定利息の合計13万7648円、以上の合計95万3648円及びうち81万6000円に対する平成19年4月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めることができる。

第4 結論

以上のとおり、原告の請求は、主文第1項の限度で理由があるからこれらを認容し、その余は理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、同法64条を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。



盛岡地方裁判所第2民事部

裁判官 小 倉 真 樹

(別紙計算書 1)

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:
会員番号:
貸金業者: アコム

過払利率 5%

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	S63.6.15	310,000		0.18				310,000		
2	S63.6.15		20,000	0.18	1	152	0	290,152	0	0
3	S63.6.15	10,000		0.18	0	0	0	300,152	0	0
4	S63.6.18	100,000		0.18	3	442	442	400,152	0	0
5	S63.6.30		18,000	0.18	12	2,361	0	384,955	0	0
6	S63.7.28		18,000	0.18	28	5,301	0	372,256	0	0
7	S63.8.30	100,000		0.18	33	6,041	6,041	472,256	0	0
8	S63.8.30		20,000	0.18	0	0	0	458,297	0	0
9	S63.9.1	20,000		0.18	2	450	450	478,297	0	0
10	S63.9.1	10,000		0.18	0	0	450	488,297	0	0
11	S63.9.30		20,000	0.18	29	6,964	0	475,711	0	0
12	S63.10.31		20,000	0.18	31	7,252	0	462,963	0	0
13	S63.11.30		20,000	0.18	30	6,830	0	449,793	0	0
14	S63.12.30	20,000		0.18	30	6,636	6,636	469,793	0	0
15	S63.12.30		20,000	0.18	0	0	0	456,429	0	0
16	S63.12.30	10,000		0.18	0	0	0	466,429	0	0
17	H1.1.30		20,000	0.18	31	7,129	0	453,558	0	0
18	H1.2.28		20,000	0.18	29	6,486	0	440,044	0	0
19	H1.3.6	20,000		0.18	6	1,302	1,302	460,044	0	0
20	H1.3.28		20,000	0.18	22	4,991	0	446,337	0	0
21	H1.4.28		20,000	0.18	31	6,823	0	433,160	0	0
22	H1.5.30		20,000	0.18	32	6,835	0	419,995	0	0
23	H1.5.30	20,000		0.18	0	0	0	439,995	0	0
24	H1.6.30		20,000	0.18	31	6,726	0	426,721	0	0
25	H1.7.28		20,000	0.18	28	5,892	0	412,613	0	0
26	H1.9.1		20,000	0.18	35	7,121	0	399,734	0	0
27	H1.9.1	20,000		0.18	0	0	0	419,734	0	0
28	H1.9.29		21,000	0.18	28	5,795	0	404,529	0	0
29	H1.9.29		1,000	0.18	0	0	0	403,529	0	0
30	H1.9.29	20,000		0.18	0	0	0	423,529	0	0
31	H1.10.30		22,000	0.18	31	6,474	0	408,003	0	0
32	H1.10.30	10,000		0.18	0	0	0	418,003	0	0
33	H1.11.30		20,000	0.18	31	6,390	0	404,393	0	0
34	H1.12.26		21,000	0.18	26	5,185	0	388,578	0	0
35	H1.12.26		2,000	0.18	0	0	0	386,578	0	0
36	H1.12.26	20,000		0.18	0	0	0	406,578	0	0
37	H2.1.26		20,000	0.18	31	6,215	0	392,793	0	0
38	H2.2.27		20,000	0.18	32	6,198	0	378,991	0	0
39	H2.3.6	10,000		0.18	7	1,308	1,308	388,991	0	0
40	H2.3.30		20,000	0.18	24	4,603	0	374,902	0	0
41	H2.3.30	10,000		0.18	0	0	0	384,902	0	0
42	H2.3.30	3,000		0.18	0	0	0	387,902	0	0
43	H2.5.1		20,000	0.18	32	6,121	0	374,023	0	0
44	H2.5.25		20,000	0.18	24	4,426	0	358,449	0	0
45	H2.5.25	10,000		0.18	0	0	0	368,449	0	0

